

コンプライアンス ホットラインの設置について ～ 公益通報者保護法への対応 ～

記者各位

当社(社長:西尾 進路)グループは、本年4月1日に施行されました公益通報者保護法対応の取り組みの一環といたしまして、この度「コンプライアンス ホットライン」を設置し、4月1日から運用を開始いたしましたのでお知らせいたします。

当社グループではこれまで、社内規程の制定、新日本石油グループコンプライアンス委員会の設置、従業員に対する法律教育などグループ一丸で法令遵守に取り組んでまいりました。今般の「公益通報者保護法」の施行に伴い、現行のコンプライアンス体制をさらに強化するため、社長を責任者とする「コンプライアンス ホットライン」を新たに設置することといたしました。

当社グループは行動規範の一つとして、「高い倫理観」(Ethics)を掲げておりますが、企業倫理の確立が強く求められている中で、今後もあらゆる企業活動において高い倫理観を持ち、従来以上にコンプライアンスを徹底して行動し、企業の社会的責任を果たしてまいります。

記

<コンプライアンス ホットラインの概要>

1. 責任者 新日本石油グループ各社の社長
通報がある都度、事実を調査し、仮に違法事実があった場合、是正措置、再発防止策を実行する。
2. 通報窓口
 - 1)社内窓口 新日本石油グループ各社の総務担当部(総務担当部長)
 - 2)社外窓口 弁護士事務所(弁護士)
3. 通報を行うことができる者
 - 1)新日本石油グループ各社の社員、嘱託、パート・アルバイト、派遣労働者
 - 2)新日本石油グループ各社の業務に従事する請負先などの社員

以上